

## 専門研修に関する協議

### 1 概要

平成30年7月に成立した医師法の改正により、日本専門医機構は、専門研修プログラムの認定等に関して、厚生労働大臣の意見を聴くこととされ、厚生労働大臣は、日本専門医機構に意見を述べる場合は、都道府県知事の意見を聴くこととされた。

### 2 都道府県での専門研修プログラムの確認

上記の国から都道府県への意見の照会について、厚生労働省からは、現段階で通知文の案のみが送付されている。(資料4-2)

本通知案による、都道府県での専門研修プログラムに関する確認事項は下記のとおり。

次に掲げる条件を満たすことなどにより、地域の医療提供体制に影響を与えるものではないこと。

- ① 従来の学会認定制度において専攻医を養成していた医療機関が、専攻医の受入れを希望する場合は、連携施設となっていること。
- ② 内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、麻酔科及び救急科については、都道府県ごとに複数の基幹施設が置かれていること。
- ③ 次の場合には、研修プログラム制と同等の当該分野全般にわたる症例を経験し専門医育成の教育レベルが保持されることを条件に柔軟な研修カリキュラム制による専門研修を行うなど、柔軟に対応を行うこと。
  - ・ 出産、育児、介護、留学など、相当の合理的な理由がある場合
  - ・ 修学資金を貸与した地域枠医師などにおいて必要と考えられる場合
- ④ 連携施設での研修は原則一か所につき3か月未満となっていないこと。

### 3 募集定員の上限定

#### (1) 国の確認事項

厚生労働省の通知案において、国は上限が課せられている5都府県の募集定員等を確認し、地域の医療提供体制に影響を与えないことを確認することとされている。

#### (2) 日本専門医機構

8月24日の理事会での検討を基に、**来年度の専攻医採用数の5都府県のシーリングは継続して行うこととされ、東京を除く4府県は前年度と同じシーリング数を使用することとされた。**(東京は今年度の専攻医採用数から5%を目途に調整を行う。)

### 4 厚生労働省への意見

昨年度と同様に、募集定員の上限定の撤廃について要請を行うとともに、地域枠学生の担当教員から、専門医の更新について、学生が不安に感じており、安心して更新ができるように日本専門医機構に対して働きかけてほしいとの要望があることから、地域枠医師の専門医更新に関する要請を追加し、資料4-9のとおり、厚生労働省に要請を行うこととしたい。